

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	芳賀町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 芳賀町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芳賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年芳賀町条例第41号)別表第1 第6の項 社会福祉法人利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第一条	芳賀町社会福祉法人利用者負担額軽減取扱要綱(平成18年3月31日告示第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、社会福祉法人が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項及び第48条第1項に規定する要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、利用者負担額の軽減を実施するために必要な事項を定めるとともに、町が交付する利用者負担軽減確認証等の事務取扱いを定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		芳賀町社会福祉法人利用者負担額軽減取扱要綱(平成18年3月31日告示第32号)